

下 仁 田 町 等
地 球 温 暖 化 防 止 実 行 計 画

平成 2 8 年 3 月

群馬県甘楽郡下仁田町
甘楽西部環境衛生施設組合
下仁田南牧医療事務組合

目 次

第 1 章．基本事項	
1．計画策定の背景	1
2．下仁田町等地球温暖化防止実行計画の目的	3
3．計画の期間	3
4．計画の対象範囲	3
5．対象とする温室効果ガス	5
第 2 章．温室効果ガスの排出状況	
1．エネルギーの使用状況	6
2．温室効果ガスの排出状況	7
第 3 章．本計画の目標	
1．削減目標	10
2．具体的な行動	11
（1）電気使用量の削減に向けた取組み	11
（2）施設における燃料使用量の削減に向けた取組み	12
（3）公用車の燃料使用量の削減・ 走行距離の短縮に向けた取組み	13
（4）ごみ排出量の削減に向けた取組み	13
（5）緑化の推進	14
（6）その他の取組み	15
第 4 章．計画の推進・点検体制	
1．推進体制	16
（1）下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進本部会	16
（2）下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進幹事会	16
（3）事務局	17
2．本計画の進捗状況の公表	17

【巻末資料】

表 4 本町等の活動量など

表 8-1・2 本町等の基準年度における活動毎の排出量・吸収量

第 1 章． 基本事項

1． 計画策定の背景

地球温暖化問題は、大気中の熱を吸収する性質を持つ温室効果ガスが増えた結果、地球全体の平均気温が上昇して、生態系や社会生活に悪影響を及ぼすことです。その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされ、平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風、海面上昇等の被害も深刻化してきています。温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、オゾン層の破壊物質であるフロン類などで、最大の温暖化の原因は石油や石炭など化石燃料の燃焼などによって排出される二酸化炭素とされています。

1997年(平成9年)に先進国の削減数値目標を定めた京都議定書が合意され、日本においては2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の5か年で1990年(平成2年)比6%の削減目標が定められました。これを受け、日本では1999年(平成11年)4月に、地球温暖化対策の推進に関する法律が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の地球温暖化対策に対する責務が明確にされました。

また、2008年(平成20年)には、温対法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律が相次いで改正され、地球温暖化対策やエネルギー対策の取り組みが更に強化されました。我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、京都議定書目標達成計画は平成24年度末をもって終了しましたが、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP16)のカンクン合意に基づき、平成32年(2020年)まで引き続き地球温暖化対策に取り組んでいくものとしています。

国では2015年(平成27年)6月に2030年度の電源構成を固めたことから、「2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減の水準にする」という目標を決定し、7月に国連に提出しました。12月には国際的な削減の枠組みについての合意を目指し、「国際気候変動枠組条約第21回国際会議(COP21)」がフランス・パリで開催されました。

町では、平成22年2月に策定された「下仁田町等地球温暖化防止実行計画」が平成27年度を以て5年を経過することから、今回実績を踏まえて今後5年間の計画を策定いたします。

新たな地球温暖化対策計画の策定や温暖化防止の取り組みについて、国・地域を問わず切れ目のない推進が求められています。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

（地方公共団体実行計画等）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【中略】

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
【以下略】

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成11年総理府令第31号）

（都道府県及び市町村の公表）

第4条 都道府県及び市町村は、法第20条の3第10項の規定により地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表するに当たっては、その要旨及び内容をインターネットの利用、印刷物の配布その他の適切な方法により行うものとする。

町が平成19年に定めた下仁田町環境基本条例では、その基本理念及び町の責務を次のように規定しています。

下仁田町環境基本条例（平成19年下仁田町条例第16号）

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者ができる限り環境への負荷を低減する行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることに鑑み、日常生活、事業活動その他の人の活動において積極的に推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は前条に定める基本理念にのっとり、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は基本理念にのっとり、町の施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

3 町は基本理念にのっとり、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するにあたっては、国及び他の地方公共団体との協力を努めなければならない。

2. 下仁田町等地球温暖化防止実行計画の目的

下仁田町等地球温暖化防止実行計画（以下「本計画」という。）は、下仁田町の本庁及び出先機関並びに下仁田町内に事務所を有し、下仁田町がその構成員となっている一部事務組合（甘楽西部環境衛生施設組合、下仁田南牧医療事務組合）（以下「本町等」という。）が行う事務及び事業活動に伴い様々な環境負荷が発生していることを自覚するとともに、地球温暖化防止活動の基本姿勢を職員一人ひとりが認識し、必要な地球温暖化防止活動を着実に実践するための計画を定めるものであり、以て下仁田町における地球温暖化防止活動のトップランナーとして住民・事業者によるその範を示そうとするものです。

3. 計画の期間

本計画は、目標年度を平成32年度とします。

また本計画の基準年度を平成26年度とし、計画の対象期間を平成28年度～平成32年度までの5年間とします。

ただし、本計画の進捗状況や技術革新、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行うものとします。

4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、本町等が行うすべての事務・事業とします。これは、庁舎のみならず、浄水場、ガス供給所、町立学校、清掃センター、クリーンセンター、厚生病院などの本町等が直接管理する全ての施設が対象となります。

なお、本町等の施設のうち、指定管理者に管理委託した施設における事務・事業は計画の対象外とします。

また、外部への委託等により実施する事務・事業で温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとします。

次のものについては、国が示している実行計画策定の基本方針及び他自治体の状況等を勘案し、本計画の対象外とします。

○ 指定管理者制度により管理委託した施設

下仁田町福祉作業所、下仁田町林業総合センター、下仁田町観光館道の駅、下仁田町体験交流センターなど

○ 民営化する施設

○ 公的法人など

社会福祉法人 下仁田町社会福祉協議会など

計画の対象期間中、建設や取得により新たに増えた施設は随時算定の対象に加えていきます。また、指定管理者制度へ移行する施設や民営化する施設は、その段階で算定の対象から除くこととします。

これらを踏まえた算定対象は、表1及び表2のとおりです。

表1 下仁田町等地球温暖化防止実行計画算定対象(町管理分)

平成28年3月現在

算定対象名称		所管課等	算定対象名称		所管課等	
1	役場庁舎	総務課	22	下仁田町こんにやく手作り体験道場	産業観光課	
2	消防詰所		23	ほたる山公園		
3	交通指導車		24	栗山広場公衆トイレ		
4	消防車		25	神津牧場公衆トイレ		
5	普通財産		26	自然史館		
6	町有林		地域創生課	27	下仁田小学校	教育委員会
7	町マイクロバス			28	下仁田中学校	
8	集中管理車			29	スクールバス	
9	町民憩いの森(馬山)	30		学校給食共同調理場		
10	環境保全の森(小坂)	31		旧小坂小学校(1/2按分)		
11	しもにたバス	32		公民館		
12	保健センター	保健環境課		33	活性化センター	
13	町営住宅	建設ガス水道課		34	文化ホール	
14	街灯			35	歴史館	
15	都市公園			36	社会体育館等	
16	農村公園			37	グラウンド等	
17	仲町駐車場公衆トイレ		38	屋外運動場照明施設		
18	下仁田駅公衆トイレ		39	サンスポーツランド下仁田		
19	上水道取水・浄水施設		40	議会車	議会事務局	
20	上水道配水・給水施設	41	庁用車	所管各課		
21	ガス供給施設					

表2 下仁田町等地球温暖化防止実行計画算定対象(一部事務組合分)

平成28年3月現在

算定対象名称		所管課等	算定対象名称		所管課等
1	清掃センター	甘楽西部環境衛生施設組合	1	下仁田厚生病院	下仁田南牧医療事務組合
2	リサイクルセンター		2	看護師寮	
3	クリーンセンター		3	職員・医師住宅	
4	クリーンポケット		4	庁用車	
5	火葬場				
6	業務用車両				
7	庁用車				

※機構改革による課名・算定対象施設等は、随時変更となります。

5. 対象とする温室効果ガス

本町等における温室効果ガスの排出はそのほとんどが燃料消費及び廃棄物の焼却によるものと考えられることから、その算定は、二酸化炭素(CO₂)・メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の3ガスを対象とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定されている温室効果ガスは、表3の6物質となっていますが、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)については、排出量が微量であると想定できること、また算定が難しいことを考慮し、対象ガスから除外します。

表3 下仁田町等地球温暖化防止実行計画の対象ガス

名称	主な排出源	算定対象
二酸化炭素 (CO ₂)	石油、石炭等の化石燃料の燃焼 化石燃料により得られた電気等の消費等	対象
メタン (CH ₄)	燃料の燃焼、廃棄物の埋立、家畜糞尿、 下水処理等	対象
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、廃棄物の埋立等	対象
ハイドロフルオロカーボン (HFC 13物質)	冷蔵庫・カーエアコン等の冷媒 スプレーの噴射剤等	
パーフルオロカーボン (PFC 7物質)	半導体のエッチング等	
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変圧器の電気絶縁ガス等	

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. エネルギーの使用状況

基準年度（平成21年度・26年度）における本町等の事務・事業活動による活動量は表4のとおりとなっています。

表4 本町等の活動量など(基準年:H21年度・H26年度)

調査項目		単位	下仁田町役場	甘西環境衛生組合	下南医療事務組合	下仁田町【合計】			
			H26年度	H26年度	H26年度	H21年度	H26年度	比較	
燃料消費量	ガソリン	ℓ	23,529	372	1,329	26,428	25,230	△ 1,198	
	灯油	ℓ	114,862	15,289	-	169,552	130,151	△ 39,401	
	軽油	ℓ	10,621	1,360	159	7,281	12,140	4,859	
	A重油	ℓ	-	112,700	-	123,900	112,700	△ 11,200	
	液化石油ガス(LPG)	m3	2,061	-	-	3,105	2,061	△ 1,044	
	都市ガス	m3	58,732	-	274,936	272,632	333,668	61,036	
電気使用量(東京電力)		kWh	1,436,926	1,205,838	963,966	4,280,256	3,606,730	△ 673,526	
自動車の走行量	LPG	普通・小型乗用車	km	80,940	-	11,227	100,349	92,167	△ 8,182
		軽乗用車	km	49,671	4,972	5,019	39,723	59,662	19,939
		普通貨物車	km	12,264	-	-	19,678	12,264	△ 7,414
		小型貨物車	km	39,200	604	2,311	68,133	42,115	△ 26,018
		軽貨物車	km	128,630	-	-	116,622	128,630	12,008
		特殊用途車	km	4,220	-	-	3,000	4,220	1,220
		バス	km	-	-	-	-	-	-
	軽油	普通・小型乗用車	km	8,463	-	-	15,464	8,463	△ 7,001
		普通貨物車	km	-	-	-	2,906	-	△ 2,906
		小型貨物車	km	2,359	3,557	-	16,089	5,916	△ 10,173
		特殊用途車	km	4,117	1,875	-	6,075	5,992	△ 83
		バス	km	7,617	-	-	11,151	7,617	△ 3,534
	一般廃棄物焼却量(全量)		湿t	-	2,477	-	2,617	2,477	△ 140
	一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)		乾t	-	676	-	737	676	△ 61
	笑気ガス(麻酔剤)使用量		Kg	-	-	-	10	-	△ 10
し尿処理量(し尿処理施設)		m3	-	8,136	-	8,107	8,136	29	
浄化槽		人	981	14	576	2,381	1,571	△ 810	
町有林施業量(間伐面積・樹齢)		ha・年生	15 - 40			15 - 40	15 - 40		

一口メモ：笑気ガス（正式名：亜酸化窒素（N₂O））は窒素酸化物の一種で、吸入すると顔が笑ったように引きつることから笑気ガス（しょうきガス）と呼ばれる。

2. 温室効果ガスの排出状況

温室効果ガスの排出量は使用するエネルギー等の種類毎に、次式で算出されます。

$$\text{温室効果ガスの排出量} = \text{対象活動の活動量} \times \text{排出係数}$$

※ 本町等の対象活動の活動量は表4を、排出係数は表5を各々参照してください。

表5 活動項目毎の排出ガスと排出係数 ※1

(出典:平成23年6月環境省地球環境局地球温暖化対策課提供:温室効果ガス総排出量算定支援システム(表計算ソフトウェア版Ver.4))

活動項目	単位	第一対象ガス			第二対象ガス						
		ガス	排出係数	単位	ガス	排出係数	単位				
燃料消費量	ガソリン	ℓ	CO2	2.322	Kg/ℓ	-	-	-			
	灯油	ℓ		2.489		-	-	-			
	軽油	ℓ		2.585		-	-	-			
	A重油	ℓ		2.710		-	-	-			
	液化石油ガス(LPG)	m3		2.999		Kg/m3	-	-	-		
	都市ガス	m3		2.160			-	-	-		
電気使用量(東京電力)※2	kWh			0.505	Kg/KWh	-	-	-			
自動車の走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.00001	Kg/Km	N2O	0.000029	Kg/Km			
		軽乗用車	km	0.00001			0.000022				
		普通貨物車	km	0.000035			0.000039				
		小型貨物車	km	0.000015			0.000026				
		軽貨物車	km	0.000011			0.000022				
		特殊用途車	km	0.000035			0.000035				
		バス	km	0.000035			0.000041				
	軽油	普通・小型乗用車	km	0.000002			0.000007				
		普通貨物車	km	0.000015			0.000014				
		小型貨物車	km	0.0000076			0.000009				
		特殊用途車	km	0.000013			0.000025				
		バス	km	0.000017			0.000025				
		一般廃棄物焼却量(全量)-准連続燃焼式	湿t				0.077		Kg/湿t	0.0539	Kg/湿t
		一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)	乾t	CO2			2764.667		Kg/乾t	-	-
笑気ガス(麻酔剤)使用量	Kg	N2O	1	Kg/Kg	-	-	-				
廃棄物の埋立によるCH4排出量	食物くず 分解期間:10年	t	CH4	145	Kg/t	-	-	-			
	紙くず 分解期間:21年	t		136		-	-	-			
	繊維くず 分解期間:21年	t		150		-	-	-			
	木くず 分解期間:103年	t		151		-	-	-			
し尿処理量(し尿処理施設)	m3			0.038	Kg/m3	N2O	0.00096	Kg/m3			
浄化槽	人			0.59	Kg/人		0.55	Kg/人			

※1 排出係数は平成26年度排出量算定時の数値です。

※2 電気使用量は、平成26年度温室効果ガス排出量を算定する際に用いる、平成26年度の電気事業者(東京電力)の実績に基づく実排出係数について経済産業省・環境省で確認し、官報に掲載されたものです。

ただし、平成21年度の電気使用量係数については、0.384です。

ただし、算出された温室効果ガスの温室効果の度合いは様々であることから、二酸化炭素を1としたときの各々の温室効果ガスの温室効果を「地球温暖化係数(GWP)」で表し、次式で各温室効

果ガスを二酸化炭素に置き換えて総排出量として合算して示すことができます。

温室効果ガスの総排出量 = 各ガスの排出量 × 地球温暖化係数

※：地球温暖化係数については、表6を参照してください。

表6 対象ガスの地球温暖化係数 (出典:表5の出典に同じ)

名称	算定対象	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO2)	対象	1
メタン (CH4)	対象	21
一酸化二窒素 (N2O)	対象	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC 13物質)		140 ~ 11,700
パーフルオロカーボン (PFC 7物質)		6,500 ~ 9,200
六フッ化硫黄 (SF6)		23,900

温室効果ガスの排出とは逆に、きちんと管理され、手入れが行き届いた森林には温室効果ガスを吸収する働きがあります。下仁田町には多くの町有林が存在します。これらの町有林を手入れ(森林施業)することにより吸収できる温室効果ガス量を表7に示します。

表7 施業された森林による1年当たりのおおよその炭素吸収量

(出典:独立行政法人森林総合研究所温暖化対応推進拠点HP) (単位:トン/ha・年)

		20年生前後	40年生前後	60年生前後	80年生前後
スギ	C	3.3	2.3	1.1	0.8
	CO2	12.1	8.4	4.0	2.9
ヒノキ	C	3.1	2.0	1.1	0.3
	CO2	11.4	7.3	4.0	1.1
天然林広葉樹	C	1.4	1.0	0.3	0.1
	CO2	5.1	3.7	1.1	0.4

これから、基準年度における森林吸収量を計算してみると、

表4から 実施した施業(間伐)面積: 15ha

森林の樹種・樹齢 : スギ・40年生前後

吸収量は $15\text{ha} \times 8.4\text{t-CO}_2 \times 1,000\text{Kg/t} = 126,000\text{Kg-CO}_2$ となります。

これらの算式により算出される基準年度(平成26年度)の本町等の温室効果ガス総排出量は、5,112,208Kg-CO2となります。

項目毎、事業体毎の詳細は表8-1、表8-2に示します。

表8-1 本町等の基準年度(平成26年度)における活動毎の排出量・吸収量

()数字は吸収量を示します。

単位:Kg-CO2

活動項目	下仁田町	甘西環境衛生	下南医療組合	排出量計	H26 構成比
	H26年度	H26年度	H26年度	H26年度	
燃料消費量	501,089	347,816	597,031	1,445,936	28.28%
電気使用量(東京電力)	725,648	608,948	486,803	1,821,399	35.63%
自動車の走行量	2,656	66	158	2,880	0.06%
一般廃棄物焼却量(全量)	-	59,574	-	59,574	1.17%
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)	-	1,868,915	-	1,868,915	36.56%
笑気ガス(麻酔剤)使用量	-	-	-	-	-
し尿処理量(し尿処理施設)	-	8,838	-	8,838	0.17%
浄化槽	19,149	273	11,244	30,666	0.60%
町有林施業量	(126,000)	-	-	(126,000)	-2.46%
排出量計	1,122,542	2,894,430	1,095,236	5,112,208	100.00%

表8-2 本町等の基準年度(平成21年度)における活動毎の排出量・吸収量

()数字は吸収量を示します。

単位:Kg-CO2

活動項目	下仁田町	甘西環境衛生	下南医療組合	排出量計	H21 構成比
	H21年度	H21年度	H21年度	H21年度	
燃料消費量	593,902	378,658	432,592	1,405,152	27.93%
電気使用量(東京電力)	779,203	523,413	341,002	1,643,618	32.67%
自動車の走行量	2,847	50	222	3,119	0.06%
一般廃棄物焼却量(全量)	-	61,884	-	61,884	1.23%
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)	-	1,986,215	-	1,986,215	39.48%
笑気ガス(麻酔剤)使用量	-	-	3,036	3,036	0.06%
し尿処理量(し尿処理施設)	-	10,755	-	10,755	0.21%
浄化槽	33,819	257	9,663	43,739	0.87%
町有林施業量	(126,000)	-	-	(126,000)	-2.50%
排出量計	1,283,771	2,961,232	786,515	5,031,518	100.00%

これを排出ガスの種類毎に表すと表9-1、表9-2のようになります。

表9-1 本町等の基準年度(平成26年度)温室効果ガス排出量

温室効果ガス名称	排出量		総排出量 (Kg-CO2)	構成比
	単位	排出量		
二酸化炭素(CO2)	Kg-CO2	5,010,250	5,010,250	98.01%
メタン(CH4)	Kg-CH4	1,429	30,003	0.59%
一酸化二窒素(N2O)	Kg-N2O	232	71,955	1.41%
計	-	-	5,112,208	100.00%

表9-2 本町等の基準年度(平成21年度)温室効果ガス排出量

温室効果ガス名称	排出量		総排出量 (Kg-CO2)	構成比
	単位	排出量		
二酸化炭素(CO2)	Kg-CO2	4,908,985	4,908,985	97.56%
メタン(CH4)	Kg-CH4	1,878	39,442	0.78%
一酸化二窒素(N2O)	Kg-N2O	268	83,091	1.65%
計	-	-	5,031,518	100.00%

第 3 章 . 本計画の目標

平成 3 2 年度における温室効果ガス排出量を、基準年度比（平成 2 6 年度比）5 % 削減することを目標とします。

1 . 削減目標

表 1 0 を見ると、前回基準年度の平成 2 1 年度と今回基準年度の平成 2 6 年度の比較で、1.6%の増加となってしまいましたが、これは主に電気使用による二酸化炭素排出換算係数が、原子力発電の停止のため 0.384 から 0.505 へと上昇したためで、目標年度である平成 2 7 年度の当初目標、10%削減は極めて困難なものと予測されます。

一方、表 8 - 1 をみると平成 2 6 年度、本町等の温室効果ガス排出量の約 38%が清掃センターにおける一般廃棄物の焼却、約 36%が電気の使用、そして約 28%が燃料消費に伴うものであることが、また表 9 - 1、表 9 - 2 からは、排出ガスのほとんどが二酸化炭素（CO₂）であることがわかります。

このことから、職員が取り組むべき電気使用量、燃料使用量、自動車の走行等について、日頃から省エネ行動に率先して努めます。ただし、町民の生活に直接影響する施設（下仁田厚生病院、浄水場、ガス供給所、し尿処理場等）や、街灯など、町民の安全安心な生活に直結する活動については、削減目標にそぐわないため、基準年度の数値を維持することを目標とします。

また、一般廃棄物の焼却過程で発生する温室効果ガス総量を削減するため、ごみ分別の徹底や有価物の回収、資源化を町民に働きかけ、リサイクルの推進とごみの減量を図ります。

これらの計画を実行することにより、努力目標も加味して目標年度の温室効果ガス総排出量を 4,842,000Kg-CO₂ 以内とし、基準年度（平成 2 6 年度）比 5%の CO₂ 排出量を削減しようとするものです。

表 10 本町等の目標年度(平成32年度)における活動毎の排出量

()数字は吸収量を示しま

排出量単位:Kg-CO₂

活動項目	前回基準年度 (H21)排出量	前回目標年度 (H27)排出量	目標削減量 (%)	今回基準年度 (H26)排出量	削減実績(%) 【H21-H26比較】	今回目標年度 (H32)排出量	削減量 (%)
燃料消費量	1,405,152	1,264,637	△ 10	1,445,936	2.9	1,373,639	△ 5
電気使用量(東京電力)	1,643,618	1,479,256	△ 10	1,821,399	10.8	1,730,329	△ 5
自動車の走行量	3,119	2,806	△ 10	2,880	△ 7.7	2,736	△ 5
一般廃棄物焼却量(全量)	61,884	55,696	△ 10	59,574	△ 3.7	50,638	△ 15
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック量)	1,986,215	1,787,594	△ 10	1,868,915	△ 5.9	1,775,469	△ 5
笑気ガス(麻酔剤)使用量	3,036	3,036	0	-	-	-	-
し尿処理量(し尿処理施設)	10,755	10,432	△ 3	8,838	△ 17.8	7,512	△ 15
浄化槽	43,739	43,739	0	30,666	△ 29.9	27,599	△ 10
町有林施業量	(126,000)	(126,000)	-	(126,000)	-	(126,000)	-
排出量計	5,031,518	4,521,195	△ 10	5,112,208	1.6	4,841,923	△ 5

2. 具体的な行動

職員が率先して取り組むべき事項、施設や車輛を管理している所属における取組事項などを以下のとおり定めます。

これらには、温室効果ガスの排出抑制に直接的な効果があるもの、間接的な効果があるものの両方が含まれており、その達成に向けて職員一人ひとりが意識を高め、継続した取り組みを実践することが重要です。

(1) 電気使用量の削減に向けた取り組み

電気は発電の際に大量の化石燃料を使用する（=火力発電所）ことから二酸化炭素の主要な発生源となっています。

私たちが日頃から節電に努めることで、二酸化炭素の排出削減につなげます。

① 照明スイッチ管理の徹底

- 始業前、昼休み時は消灯に努めます。（窓口を除く）
- 時間外勤務時の照明は必要な箇所以外、消灯します。
※退庁時は、職場内の照明器具やOA機器等の電源をオフにする
- 廊下等の不要な照明を消灯します。
- 窓際等の明るい場所は、業務に支障がない範囲で消灯します。

② 空調の適正管理の徹底

- 冷暖房の設定温度の適正化に努めます。
※冷房28℃、暖房20℃が目安
- 冷暖房期間及び時間の短縮に努めます。
- 冷暖房期間中は、温度条件に適した服装の着用で対応します。
※夏季の「クールビズ」、冬季の「ウォームビズ」など
- ブラインドやカーテンを有効に活用し、冷暖房効果を高めます。
※窓ガラスへの断熱フィルムの貼付、緑のカーテンの活用など

③ OA機器（パソコン、プリンター等）や家電製品の使い方の改善

- 昼休みや外出時など、OA機器を使用しない時は主電源を切ります。
- コピー機は予熱ボタンを活用し、待機電力の削減に努めます。
- 使用していない時は家電製品の主電源を切ります。
※多電力消費機器（電気ポット、コーヒーマーカーなど）の使用自粛や、保温機能を使わないなど使い方を工夫する

④ 新規購入時における省エネルギータイプの導入徹底（グリーン購入の推進）

- 照明・空調機器、OA機器、家電製品などの導入、更新に際しては、省エネルギー型のもの（エネルギー消費効率の高い機器）を選択・購入するよう努めます。
※パソコンなどのOA機器の購入及びリースにあたっては、グリーン購入推進のため、国際エネルギースタープログラムに基づく低電力基準（国際エネルギースターマーク）及び省エネルギー法のエネルギー消費効率基準に適合している製品とする

※照明器具の導入・更新にあたっては、業務や機能に支障が無い限り消費電力が少ないLED器具とする

⑤ 施設・設備への省エネルギー技術、自然エネルギーの導入の検討

- 施設・設備への省エネルギー技術の導入について検討します。
 - 公共施設の建設・改修に際しては、太陽光発電など自然エネルギーや断熱性向上のための材料の導入について検討します。
- ※ペアガラスの採用、窓ガラスへの断熱フィルムの貼付など

⑥ その他

- エレベーターを設置している施設では、職員のエレベーターの使用抑制に努めます。
※近隣階への移動に際しては、階段を積極的に利用する
- ノー残業デーの取組みを継続するなど節電に努めます。
- 水使用量の抑制に努めます。
※節水バルブやトイレの擬音機器などの導入に努める
※草花への水やりや打ち水などの散水は効率的、計画的に行う

(2) 施設における燃料使用量の削減に向けた取り組み

公共施設で冷暖房機器及び給湯機器、設備、機械等を使用（燃料の燃焼）する際、温室効果ガスが発生します。

石油等の化石燃料は、近い将来、枯渇することが指摘されており、地球温暖化防止および資源の保護に資するため燃料使用量の削減に努めます。

① 冷暖房機器及び家電製品の使い方の改善

- 冷暖房の設定温度の適正化に努めます。
※冷房28℃、暖房20℃が目安
- 冷暖房期間及び時間の短縮に努めます。

② 給湯及び厨房機器の使い方の改善

- ガスコンロ、湯沸かし器などを効率的に使用します。
※お湯を沸かす時の中火利用の徹底、給湯器からの湯沸し等

③ 新規購入時における省エネルギータイプの導入徹底（グリーン購入の推進）

- 給湯・厨房機器、暖房機器、便器・洗面機器などの導入・更新に際しては、省エネルギー型のもの（エネルギー消費効率が高い機器、節水型の機器など）を選択・購入するよう努めます。

④ その他

- 燃料を大量に消費する設備の導入・更新に際しては、省エネルギー型のものを選択・導入することや、使用する燃料についても検討します。

(3) 公用車の燃料使用量の削減・走行距離の短縮に向けた取り組み

自動車の排気ガスからは、二酸化炭素のほか、メタンや一酸化二窒素といった温室効果ガスも微量ですが発生します。

日頃から省エネ運転を心がけるなど、燃費の向上や走行距離の短縮に努めます。

① 公用車の効率的な使用

- 職場から近距離地への移動に際しては、公用車の使用を控えます。
 - ※自転車等の利用
- 複数の人が同一場所に移動する際は、公用車の相乗りに努めます。
- 省エネルギー運転に努めます。
 - ※アイドリングストップ
 - ※急加速や急発進、急ブレーキをしない
 - ※空ふかしの防止
 - ※不要な荷物は積まない
 - ※タイヤ空気圧の調整
 - ※カーエアコンの適正使用
 - ※計画的な車両利用の徹底
 - ※計画的な走行ルート検討

② 新規購入時における低公害車・低燃費車の導入（グリーン購入の推進）

- 公用車の買い替えの際は、可能な限り低公害性や低燃費性を検討し購入に努めます。
 - ※電気自動車や天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の導入
 - ※低燃費かつ低排出ガス認定車の導入

③ その他

- 公共交通機関の利用に努めます。

(4) ごみ排出量の削減に向けた取り組み（庁内的な取り組み）

廃棄物は、その処理過程（清掃工場での焼却）で温室効果ガスを発生させます。

また、ごみとして出される紙類の多くは木材を原料としており、二酸化炭素の吸収源である森林資源の減少と無関係ではありません。

日頃から3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努め、ごみ減量・資源化を推進します。

① 文書の印刷・コピーの適正化

- 両面印刷、両面コピーを徹底します。
 - ※片面使用済み用紙の裏面利用
- 電子データのプリントアウトは必要最小限にします。
- ミスコピーを削減します。
 - ※コピー使用前の設定確認
 - ※コピー使用後は設定を初期化（リセット）
- 会議資料やパンフレット・報告書等の刊行物は、発行の必要性や

配布先を検討し、発行部数を必要最小限にします。

② 新規購入時におけるグリーン購入の推進

□ 紙類の購入や外注印刷物について、グリーン購入を推進します。

※ 再生紙の購入・使用

例) コピー用紙：グリーン購入法 総合評価値 85 以上（古紙パルプ配合率：100% = 評価値 80・白色度：70% 以下 = 加算値 5 以上）

ー □ メモ：グリーン購入法基本方針によるコピー用紙の総合評価値は、古紙パルプ配合率や白色度などから算出される値を加算した数値です。

代表的な式は次のとおりです。

古紙パルプ配合率に係る評価値 = 古紙パルプ配合率 - 20

白色度に係る加算値 = - (白色度) + 75

□ 使い捨て商品の使用・購入を控えます。

※ 詰め替え可能な製品などを積極的に使用する

※ マイバック（マイバスケット）運動を積極的に展開する

□ その他の物品の購入にあたっては、グリーン購入を推進します。

③ リサイクルの推進

□ ごみの分別排出を徹底します。

※ プリンターなどの使用済みカートリッジのリサイクル

□ 古紙のリサイクルに努めます。

※ 古紙回収の徹底

※ シュレッダーの使用は機密文書（個人情報など）に限る

④ その他

□ 備品などの長期使用に努めます。

□ 使用済み封筒を再利用します。

※ 町内部での文書伝達時に利用

□ 事務連絡などの配布資料は係回覧等で対応し、個別配布を抑制します。

※ 文書（情報）の共有化を図る

□ 庁内 LAN（電子メール、全庁掲示板）を適正かつ有効に利用し、紙使用量の削減に努めます。

※ 会議開催通知文書のメール送信など

(5) 緑化の推進

森林（適切に管理された人工林を含む）は、温暖化ガスである二酸化炭素（CO₂）を吸収し、貯留する役割を果たしています。

町が保有する「環境保全の森・町民憩いの森」を始めとする町有林を適切に管理し、温暖化ガスを吸収するとともに、町民に快適な生活環境を提供します。

① 健全な森林育成の推進

□ 計画的な間伐などを行い、健全な森林育成に努めます。

② 住生活空間での緑地の確保

- 公共用地の緑地化に努めます。
- 環境に配慮した工事の設計・施工に努めます。

(6) その他の取り組み

① 下仁田町環境基本計画に基づき、「未来につなぐ 水源のまち 下仁田」をスローガンに町の望ましい環境像実現に向け各施策を推進します。

- 浄化槽設置整備事業を推進します。
- 優良林地の増加、農地の有効活用を図ります。
- ごみ減量化、分別・リサイクルを進めます。
※ 生ごみ処理機の普及・有価物の集団回収
- 省エネ・省資源活動の普及啓発に努めます。
※ クールビズなどの推進、マイバッグ運動の定着
- 美しいまち並み、美しい農村風景の保全を進めます。
- 太陽光発電等の導入支援について検討します。
- 環境教育・環境学習を推進します。
※ 出前講座の実施
※ 学校での環境教育の実施
※ 地球温暖化に対する意識啓発に向けた取り組み

② 職員自らが日常業務の中で環境に与える影響を認識し、適切な環境配慮を行っていきます。

- 環境に関する研修、シンポジウム等に積極的に参加し、職員の意識向上に努めます。
- 職員が常に環境に配慮するよう、環境保全、省資源・省エネルギー意識の普及啓発を行います。
- ノーマイカーデー・エコドライブ・アイドリングストップ等を実践します。

第4章 計画の推進・点検体制

1. 推進体制

本計画は、全職員が実践するべきものであり、推進体制の構築は計画実行に不可欠のものといえます。

本計画の推進は、下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進本部会（以下「本部会」という。）と、下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進幹事会（以下「幹事会」という。）でこれを行うものとします。

(1) 下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進本部会

本部会は、次の者をもって構成し、幹事会から毎年度報告される取組状況・温室効果ガス排出量等の報告を受け、実行計画の進捗状況を管理します。

また、進捗状況に応じて実行計画の見直しを行います。

下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進本部会構成

平成28年3月現在

所 属	職 名	所 属	職 名
下仁田町	町長	下仁田町	保健環境課長
	副町長		産業観光課長
	教育長		建設ガス水道課長
	総務課長		議会事務局長
	地域創生課長		教育課長
	住民税務課長		甘楽西部環境衛生施設組合
	会計課長	下仁田南牧医療事務組合	事務部長
	健康課長		

(2) 下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進幹事会

幹事会は、各課・各部局から選出された委員20名以内により構成し、対象施設等における毎年度の取組状況・温室効果ガス排出量等を調査・集計しその内容を評価・点検するとともに、本部会へ報告します。

下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進幹事会構成

平成28年3月現在

役 職	所 属	職 名
会 長	下仁田町	会 計 課 課長補佐・会計係長
副 会 長		総 務 課 課長補佐・行政係長
幹 事		地 域 創 生 課 課 長 補 佐
		住 民 税 務 課 住 民 係 長
		健 康 課 介 護 保 険 係・係長代理
		産 業 観 光 課 商 工 係 長
		建 設 ガ ス 水 道 課 ガ ス 係 長
		議 会 事 務 局 議 事 係 長
		教 育 課 学 校 教 育 係・係長代理
幹事兼事務局		甘楽西部環境衛生施設組合
	下仁田南牧医療事務組合	総 務 課 長
	下仁田町	保 健 環 境 課 課 長 補 佐

(3) 事務局

本部会及び幹事会の事務は、保健環境課環境係で行うものとします。

2 . 本計画の進捗状況の公表

本計画の進捗状況及び点検・評価結果については、毎年度町広報紙・町ホームページ等で公表するものとします。

表4 本町等の活動量など(基準年度:H21・H26年度比較)

調査項目	単位	下仁田町役場			甘葉西部環境衛生施設組合			下仁田南牧医療事務組合			下仁田町【合計】				
		H26年度	H21年度	比較	H26年度	H21年度	比較	H26年度	H21年度	比較	H26年度	H21年度	比較		
燃料消費量	ガソリン	ℓ	21,614	23,529	1,915	412	372	△ 40	4,402	1,329	△ 3,073	26,428	25,230	△ 1,198	△ 4.5
	灯油	ℓ	154,208	114,862	△ 39,346	15,344	15,289	△ 55	-	-	-	169,552	130,151	△ 39,401	△ 23.2
	軽油	ℓ	5,679	10,621	4,942	1,443	1,360	△ 83	159	159	0	7,281	12,140	4,859	66.7
	A重油	ℓ	-	-	-	123,900	112,700	△ 11,200	-	-	-	123,900	112,700	△ 11,200	△ 9.0
電気使用量(東京電力)	m3	3,105	2,061	△ 1,044	-	-	-	-	-	-	3,105	2,061	△ 1,044	△ 33.6	
	m3	62,811	58,732	△ 4,079	-	-	-	209,821	274,936	65,115	272,632	333,668	61,036	22.4	
自動車の走行量	電気使用量(東京電力)	kWh	2,029,175	1,436,926	△ 592,249	1,363,054	1,205,838	△ 157,216	888,027	963,966	75,939	4,280,256	3,606,730	△ 673,526	△ 15.7
	普通・小型乗用車	km	81,549	80,940	△ 609	-	-	-	18,800	11,227	△ 7,573	100,349	92,167	△ 8,182	△ 8.2
	軽乗用車	km	31,213	49,671	18,458	4,023	4,972	949	4,487	5,019	532	39,723	59,662	19,939	50.2
	普通貨物車	km	19,155	12,264	△ 6,891	523	-	△ 523	-	-	-	19,678	12,264	△ 7,414	△ 37.7
	小型貨物車	km	66,157	39,200	△ 26,957	-	604	604	1,976	2,311	335	68,133	42,115	△ 26,018	△ 38.2
	軽貨物車	km	116,622	128,630	12,008	-	-	-	-	-	-	116,622	128,630	12,008	10.3
	特殊用途車	km	3,000	4,220	1,220	-	-	-	-	-	-	3,000	4,220	1,220	40.7
	バス	km	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	普通・小型乗用車	km	15,464	8,463	△ 7,001	-	-	-	-	-	-	15,464	8,463	△ 7,001	△ 45.3
	普通貨物車	km	-	-	-	2,906	-	△ 2,906	-	-	-	2,906	-	△ 2,906	-
軽油	小型貨物車	km	16,089	2,359	△ 13,730	-	3,557	3,557	-	-	16,089	5,916	△ 10,173	△ 63.2	
	特殊用途車	km	6,000	4,117	△ 1,883	75	1,875	1,800	-	-	6,075	5,992	△ 83	△ 1.4	
	バス	km	11,151	7,617	△ 3,534	-	-	-	-	-	11,151	7,617	△ 3,534	△ 31.7	
	一般廃棄物焼却量(全量)	湿t	-	-	-	2,617	2,477	△ 140	-	-	-	2,617	2,477	△ 140	△ 5.3
一般廃棄物焼却量(稼プラスチック量)	乾t	-	-	-	737	676	△ 61	-	-	-	737	676	△ 61	△ 8.3	
笑気ガス(麻酔剤)使用量	Kg	-	-	-	-	-	-	-	10	△ 10	10	-	△ 10	-	
浄化槽	m3	1,841	981	△ 860	14	14	0	526	576	50	2,381	1,571	△ 810	△ 34.0	
町有林施業量(間伐面積・樹齢)	ha・年生	15・40	15・40	-	-	-	-	-	-	-	15・40	15・40	-	-	

表8-1-2 本町等の基準年度(H21・H26年度)における活動毎の排出量・吸収量

() 数字は吸収量を示します。

活動項目	下仁田町(役場)排出量			甘西環境衛生組合			下南医療事務組合			本町等排出量計			H26 構成比	H21 構成比
	H26年度	H21年度	比較	H26年度	H21年度	比較	H26年度	H21年度	比較	H26年度	H21年度	比較		
燃料消費量	593,902	△ 92,813	△ 92,813	378,658	347,816	△ 30,842	492,592	597,031	164,439	1,405,152	1,445,936	40,784	2.9	27.93%
電気使用量(東京電力)	779,203	△ 53,555	△ 53,555	523,413	608,948	85,535	341,002	486,803	145,801	1,643,618	1,821,399	177,781	10.8	32.67%
自動車の走行量	2,847	△ 191	△ 191	50	66	16	222	158	△ 64	3,119	2,880	△ 239	△ 7.7	0.06%
一般廃棄物焼却量(全量)	-	-	-	61,884	59,574	△ 2,310	-	-	-	61,884	59,574	△ 2,310	△ 3.7	1.23%
一般廃棄物焼却量(稼プラスチック量)	-	-	-	1,986,215	1,868,915	△ 117,300	-	-	-	1,986,215	1,868,915	△ 117,300	△ 5.9	39.48%
笑気ガス(麻酔剤)使用量	-	-	-	10,755	8,838	△ 1,917	3,036	-	△ 3,036	3,036	-	△ 3,036	△ 100.0	0.06%
浄化槽	33,819	△ 14,670	△ 14,670	257	273	16	9,663	11,244	1,581	43,739	30,666	△ 13,073	△ 29.9	0.87%
町有林施業量	(126,000)	0	0	-	-	-	-	-	-	(126,000)	(126,000)	0	0.0	-2.50%
排出量計	1,283,771	△ 161,229	△ 161,229	2,961,232	2,894,430	△ 66,802	786,515	1,095,236	308,721	5,031,518	5,112,208	80,690	1.6	100.00%

単位:Kg-CO2

下仁田町等地球温暖化防止実行計画

平成28年3月

下仁田町等地球温暖化防止実行計画推進本部会策定

事務局 下仁田町保健環境課環境係

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 111-2

下仁田町保健センター内

TEL 0274-82-5490 FAX 0274-70-3013

E-mail kankyo@town.shimonita.lg.jp